



平成 27 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社
代表者名 代表取締役社長 夏井博史
コード番号 1952 (東証 第1部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 楠田守雄
(TEL 03-3639-2700)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、本日平成 27 年 1 月 14 日付で、北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反により、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件につきましては、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、役職員一同、さらにコンプライアンスの徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものまたは民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 営業停止期間

平成 27 年 1 月 29 日から平成 27 年 3 月 29 日までの 60 日間

3. 業績に与える影響

今後、業績予想の修正等が必要となった場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上